

葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条  
例

葉山町附属機関の設置に関する条例（平成7年葉山町条例第13号）の  
一部を次のように改正する。

（別紙）

令和3年2月10日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

地域公共交通のあり方、地域の住民に必要な旅客輸送の確保及び地域公共交通計画に関する事項を協議する葉山町地域公共交通会議を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の附属機関として新たに設置する必要があるため、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

葉山町附属機関の設置に関する条例（平成7年葉山町条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表中「

葉山町総合計画審議会	本町の総合計画及びこれに準ずる総合的な計画につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	17人以内
------------	--	-------

」を

「

葉山町総合計画審議会	本町の総合計画及びこれに準ずる総合的な計画につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	17人以内
葉山町地域公共交通会議	地域公共交通のあり方、地域の住民に必要な旅客輸送の確保及び地域公共交通計画に関する事項を協議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	14人以内

」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

# 条例の概要

## 題 名

葉山町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

地域公共交通のあり方、地域の住民に必要な旅客輸送の確保及び地域公共交通計画に関する事項を協議する葉山町地域公共交通会議を、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の附属機関として新たに設置することとした。

## 2 内 容

町長の附属機関として葉山町地域公共交通会議を置くこととした。

## 3 施行期日

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとした。

葉山町附属機関の設置に関する条例新旧対照表

改正後				改正前			
葉山町附属機関の設置に関する条例 平成7年7月8日条例第13号				葉山町附属機関の設置に関する条例 平成7年7月8日条例第13号			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
附属機関 の属する 執行機関	附属機関	設置目的	委員の数	附属機関 の属する 執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
町長	(略)			町長	(略)		
	葉山町総合計画 審議会	本町の総合計画及びこれに準ず る総合的な計画につき町長の諮 問に応じて調査審議し、その結 果を答申し、又は意見を建議す ること。	17人以内		葉山町総合計画 審議会	本町の総合計画及びこれに準ず る総合的な計画につき町長の諮 問に応じて調査審議し、その結 果を答申し、又は意見を建議す ること。	17人以内
	葉山町地域公共 交通会議	地域公共交通のあり方、地域の 住民に必要な旅客輸送の確保及 び地域公共交通計画に関する事 項を協議し、その結果を報告し、 又は意見を建議すること。	14人以内				
	(略)				(略)		
	(略)				(略)		